

屋根塗装修繕（大崎広域ほなみ園）
発注仕様書

令和8年10月

大崎地域広域行政事務組合

屋根塗装修繕（大崎広域ほなみ園）仕様書

総 則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する屋根塗装修繕（大崎広域ほなみ園）に適用し、修繕範囲は本仕様書で定める業務に係る一切とする。

また、本修繕を実施するに当たっては、本仕様書で定めるものの他、労働安全衛生規則等に従うこととし、安全かつ適正な修繕を行うものとする。

第 1 節 計画概要

1 本業務は、大崎広域ほなみ園の屋根塗装修繕を目的とするものである。

施工にあたっては、関係法令及び性能を遵守すること。

2 修 繕 名 屋根塗装修繕（大崎広域ほなみ園）

3 修繕場所 大崎市三本木南谷地字要害 3 3 6 番地 1

4 修繕期間 契約締結日の翌日 から 令和 9 年 3 月 2 6 日まで

5 支払方法 竣工払い

第 2 節 全体計画

1 全体計画

（1）修繕作業は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は行わないものとし、作業時間は、原則として午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分までとする。なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業または療育の妨げとなる騒音・振動を発する恐れのない作業等、合理的な理由がある場合については、発注者の承諾を得ることで、上記の日時以外に作業することを許可する場合があるものとする。

（2）修繕対象物の埃などが修繕実施区域外へ飛散しないよう、十分な養生対策を適切に実施すること。

（3）修繕実施区域付近を通行する人及び車両等の円滑な交通を妨げないように配慮すること。

- (4) 修繕実施区域周辺には民家が存在するため、特に騒音、振動、飛散等について配慮すること。

2 作業計画

- (1) 作業従事者等への安全教育を徹底し、労務災害や周辺への2次災害が発生しないように努めるなど、作業中の安全対策に十分配慮すること。
- (2) 作業中において、周辺住民の生活環境及び安全に十分配慮するとともに、災害対策に万全を期すること。
- (3) 受注者は、作業等の施工に際し、発注者の建物、設備及び財産等を損傷しないよう十分に注意して施工すること。万一損傷した場合には、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い復旧すること。
- (4) 廃材等の処理処分は建設リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠することとし、その他の修繕についても関係法令に準拠すること。
- (5) 仮設事務所・仮設トイレ・光熱水等については、受注者において確保すること。

第3節 一般事項

1 基本事項

本仕様書で記載した事項は、基本的な内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。本仕様書に明記されていない事項であっても、施工上又は性質上、当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足・完備させなければならないものとする。

2 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

3 法令、条例、規則等の遵守及び手続きの代行

受注者は、修繕の施工にあたり、関係する法令、条例、規則等を遵守し、必要な届出手続き等を遅滞なく発注者に代わって行うものとし、修繕の円滑な進捗を図らなければならないものとする。また、発注者が行う官公署等への申請に全面的に協力するものとし、発注者の指示により必要な書類・資料等を作成し、提出しなければならないものとする。

4 設計（施工方法）の変更

原則として設計の変更は認めないものとする。ただし、本仕様書の施工目的に反せず機能等支障が生じない場合、合理的な変更理由を提出し発注者の承諾を得た後、受注者の負担によって変更するものについては、変更できるものとする。また、本修繕で、施工中または完成した部分であっても、「瑕疵」が生じた場合は、受注者において変更しな

なければならない。この場合、請負金額の増額は行わないものとする。

ただし、設計書の数値は、あくまで参考資料として扱うものであり、発注者が修繕数量を指示し、担保するものではない。したがって、受注者は、修繕において添付する設計書の数量が実数値と相違する場合及び記載されていない事項等が発生した場合であっても、当然、本修繕に必要となる施工範囲内とし施工することとする。この場合、請負金額の変更は行わないものとする。

5 現場の管理

(1) 技術者の配置

現場に係る現場代理人については、修繕の管理運営に必要な知識と経験及び資格を有する者を配置すること。

(2) 現場代理人

現場代理人は、法規等を遵守し、遺漏なく現場の管理を行うこと。

現場代理人は、現場において常に清掃及び材料、工具その他の整理を実施させる。

火災、盗難その他災害事故の予防対策について万全を期し、その対策を発注者に報告するものとする。

(3) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等

資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については、発注者と十分協議のうえ周囲に支障が生じないように計画する。また、現場は、常に清掃及び材料、具その他の整理を励行し、火災、盗難等の予防対策、事故防止に努めること。また、入口に警備員等を配置し部外者の立入について十分注意すること。

(4) 通勤や資機材等の運搬車両

安全運転の徹底を図ること。

6 廃棄物の処分

修繕により生じる廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように、受注者の責任において行うこと。なお、発生する廃棄物の処分先については、あらかじめ発注者の承諾を受けるものとする。修繕に係る資材の再資源化等に関する法律の趣旨に則り、現場内で再利用するもののほか、場外処分を行った場合には、搬出先の受入証明書並びに廃棄物処理許可証(マニフェスト)の写しを提出すること。

7 建物、設備等の損傷部分の補修

受注者は、修繕等の施工に際し、発注者の建物、設備及び財産等を損傷しないよう十分に注意して施工すること。万一損傷した場合には、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い復旧すること。

8 修繕中における周辺環境保全及び事故防止

修繕中において、周辺道路、民家、田畑等へのほこり土砂等の飛散、流出を発生させないように注意するとともに定期的に道路及びその周辺の清掃を行うなど周辺環境の保全、美化並びに修繕に伴う事故の防止に十分配慮すること。

また、修繕車両、建設機械及び廃棄物運搬車両が修繕現場から退場する際には、車輪に付着した土や粉じんを洗浄、除去すること。

9 修繕写真及び竣工写真

受注者は、完成検査までに修繕写真、竣工写真を作成し、発注者に提出すること。

10 修繕期間中に発生する排水の処理及び流出防止

修繕期間中に発生する排水（解体汚染物に接触した雨水を含む）を、公共水域へ排水することは認めない。修繕期間中に発生する排水は、適正に処理した後に再利用するかまたは適正に処分すること。

11 安全衛生管理

受注者は、「労働安全衛生法」その他関連法規の定めるところにより、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害防止に努めなければならない。特に、修繕中の危険防止対策を十分に行い、作業員の安全教育を徹底し、労働災害のないように努めるとともに、関係者以外の立入を禁止すること。

なお、これに伴う費用については受注者の負担とする。

- (1) 作業に適した衣服を着用し、特別な場合のほか、保安帽、手袋は必ず着用し、安全作業に徹すること。
- (2) 使用する場合、あらかじめ「防火管理に係わる作業要領書」を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。また、実際の火気の使用にあたっては、周囲の状況をよく把握し、火気飛散による災害の防止に注意すること。
- (3) 修繕に使用するために危険物を持ち込む場合は、あらかじめ発注者と搬入方法、貯蔵方法を協議し承諾を受けるものとする。

- (4) 低所における作業であっても、作業中に転落のおそれがあるときは、確実な足場組みを行い安全ベルト等の使用を徹底し転落防止に努めること。また、無理な作業は絶対に避けること。
- (5) 高所作業に際しては、常に足場の確保を行うと共に安全ネットを用いるなど適切な転落防止措置を施し、如何なる場合であっても転落事故を発生させないように注意すること。荷揚げ用に用いるウインチまたはゴンドラ等は十分に点検整備されたものを使用すること。荷揚げ時の玉掛けは確実に行い、荷揚げ途中に機材等が落下することのないようにすること。また、作業に際しては、危険防止の上で適正な防具、工具、機材を使用すること。さらには、作業区域の上下の状況を把握し、機材の落下、切断、溶接の火花の落下等に注意しながら作業を行うこと。
- (6) 足場用機材及び架設方法は、施工する作業に適した確実なものとする。
- (7) 作業目的にあわせ、適正な機械、工具を使用すること。
- (8) 電気溶断器には、必ず感電防止器を取り付けて使用すること。ガス切断器を使用する際は、各ボンベの取り扱いについては注意を払い、減圧弁、ホース等は正しい状態で使用すること。故障のある機材の使用は認めない。また、作業終了後及び休止時間中は必ずボンベ、元バルブを閉止すること。
- (9) 電気工具、投光器、電気機械器具は、十分に整備されたものを使用すること。また、小容量の電気機器にも、必ず漏電防止器を使用すること。
- (10) 受注者は、作業員の健康管理について、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施すること。

1 2 熱中症対策

(1) 作業環境管理

屋外作業においてはできるだけ直射日光を遮断出来ることのできる対策を設けること。

作業場所に適度な通風や冷房を補うための設備を設けること。また、作業中は、適宜、散水等を行うこと。

作業場所に水分等の補給設備等を設けること。作業場所の近隣に冷房室や日陰などの涼しい休憩場所を設け温度計や湿度計を設置し、作業中の温湿度の変化に留意すること。

(2) 作業管理

気温条件、作業内容、作業者の健康状態等を考慮して、作業休止時間や休憩時間の確保に努めること。特にエネルギー消費量の多い作業や連続作業は、できるだけ少なくすること。熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、吸湿性、通気性の良い服装に心掛けること。

(3) 健康管理

直近の健康診断等の結果に基づき、適切な健康管理、適正配置等を行うこと。

作業者睡眠時間、栄養指導等日常の健康管理について指導を行うこと。また、必要に応じ健康相談を実施すること。

作業開始前に作業者の健康状態を確認すること。また、あらかじめ作業場所を確認し、作業中は巡視を頻繁に行うと共に、適切に声かけを行うなどして、作業者の健康状態を確認すること。複数作業においては、作業者にお互いの健康状態について留意するように指導すること。

作業者に対し、水分や塩分の補給等の重要性に関する指導を行うこと。

休憩場所に体温計、血圧計を設置し、休憩時間などには、これらを活用した測定を積極的に行うなど、自己の体調管理を行うよう指導すること。

(4) 労働衛生教育

高温環境下における作業を行う際には、作業を管理する者及び作業者に対し、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

①熱中症の症状

②熱中症の予防方法

③緊急時の救急措置

④熱中症の事例

(5) 救急措置

緊急連絡網をあらかじめ作成し、関係者に周知すること。また、病院、診療所等の所在地、連絡先を把握しておくこと。

少しでも熱中症の症状が見られた場合は、救急措置として涼しいところで身体を冷やし、水分及び塩分の補給を行うこと。また、必要に応じ医師の手当てを受けさせること。

1 3 事故報告書

施工中に労働災害等の事故が発生した場合には、速やかに適正な措置を講ずるとともに、即時、発注者への電話報告等を行い、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等を調査し、これを事故報告書にまとめ発注者に報告しなければならない。

1 4 交通及び保安上の措置

受注者は、施工中に交通の妨害となる行為、または、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう交通及び保安上の措置を行い注意すること。特に修繕現場までの公道の通行に関しては発注者の指示を受け対応するものとする。

1 5 仮設工事

仮設工事がある場合は、配置場所等について発注者の指示に従うものとし、事前に仮設要領書を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

1 6 作業に必要な電力及び用水

修繕現場における作業及び検査に必要な電力については、必要に応じて修繕範囲内に仮設電源を設置するものとする。なお、その費用については受注者の負担とする。用水についても全て受注者にて準備し費用負担するものとする。

1 7 詰所及び資材置き場等

詰所、材料置場及び機械の設置場所を設置する場合は発注者の指示に従うものとする。

1 8 養生

既存部分を汚損、または損傷するおそれがある場合は適切な材料で養生を行うこと。

1 9 後片付け

受注者は、修繕完成後は仮設物の取払い、残材持ち出しなどの後片付けを、速やかに、かつ完全に行うこと。

第 4 節 修繕内容

1 修繕範囲

(1) 屋根塗装修繕

①仮設足場等設置

- ・外部足場
- ・メッシュシート貼り（上部のみ）

②鋼板屋根塗り替え

- ・ケレン・高圧洗浄
- ・エポキシ樹脂系錆止め塗装
- ・シリコン樹脂系塗料 2 回塗り
- ・雪止め金物錆止め・シリコン塗装
- ・錆がひどい場所に関しては、錆転換材の塗装

第 5 節 保証

1 保証期間

本修繕の完成品の保証期間は、正式引き渡しの日から 1 年間とする。ただし、発注者と受注者が協議のうえ別に定める消耗品等についてはこの限りではない。なお、保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損等は、受注者の負担において速やかに補修、改善もしくは取替を行わなければならない。ただし、発注者の誤操作、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

2 正式引き渡し

修繕完了後に発注者の検査を行い、その結果に基づき正式に引き渡しするものとする。

第 6 節 完了及び提出図書等

1 完了

受注者は本修繕完了後、速やかに完成時提出書類を発注者に提出し、発注者監督職員立会いのもとに完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

2 提出図書等

受注者は、下記図書等を作成し提出するものとする。

(1) 契 約 時：消費税に関する届出書

(2) 着 工 時：着手届及び工事工程表、現場代理人等通知書、経歴書

(3) 施 工 時：作業日報（当日の作業内容、作業員数、進捗率等を記入）

(4) 完 了 時：完成届、完成報告書、現場写真（施工前、材料検査、作業中、施工後）

その他発注者が指示する図書

(5) 提出部数：上記の書類について発注者より指示がない場合は各 1 部の提出とする。

第 7 節 その他

1 許認可申請

修繕内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により代行する。

2 施工

本修繕施工に際しては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 労働災害の防止

作業中の危険防止対策を十分行い、また作業員への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めること。

(2) 現場管理

資材置場、資材搬入路等について発注者と十分協議し、周辺に支障が生じないように計画し実施すること。また、整理整頓を履行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

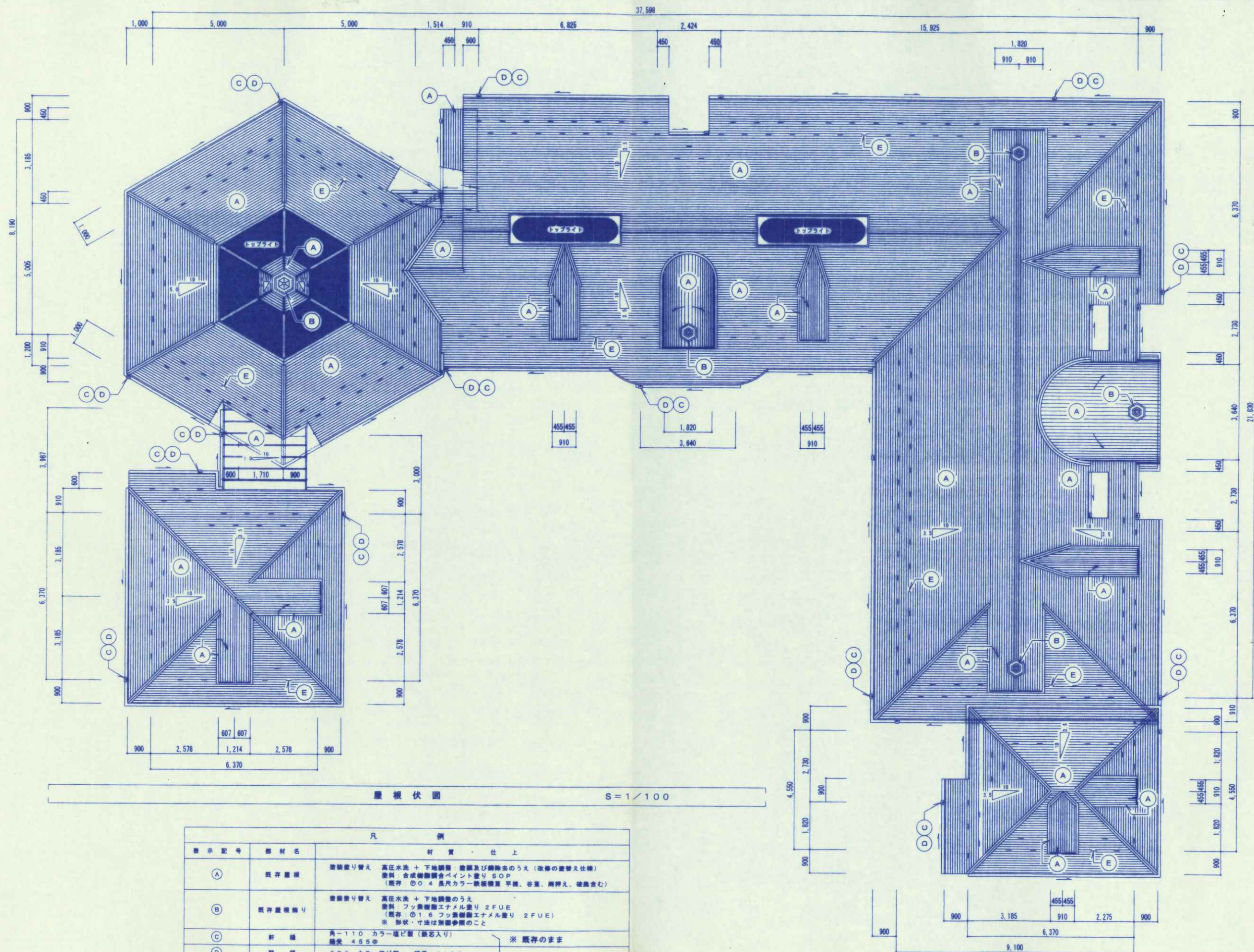
(3) 復旧

他の設備及び既存物件等への損傷、汚染防止に努め、受注者の責任範囲において損傷、汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。

3 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 1 日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

- (2) 本組合から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。



屋根伏図

S = 1 / 100

凡 例		
表示記号	部材名	材 質 ・ 仕 上
(A)	既存屋根	屋根張り替え 高圧水洗 + 下地調整: 塗膜及び錆除去のうえ (改修の屋根張り替え) 塗料: 合成樹脂配合ペイント塗り SOP (既存: ① 0.4 長尺カラー鉄板標準 平機、谷重、雨押え、破風含む)
(B)	既存屋根張り	屋根張り替え 高圧水洗 + 下地調整のうえ 塗料: フッ素樹脂エナメル塗り 2FUE (既存: ① 1.6 フッ素樹脂エナメル塗り 2FUE) ※ 形状・寸法は別図参照のこと
(C)	軒 端	角-110 カラー塩ビ板 (嵌合入り) ※ 既存のまま
(D)	壁 端	60φ カラー塩ビ板 端受 910φ
(E)	雪止め	屋根張り替え 高圧水洗 + 下地調整: 塗膜及び錆除去のうえ 塗料: 合成樹脂配合ペイント塗り SOP (既存: 富士型 カラー品 910φチドリ2段)